

売春防止法の構成について

第1章 総則（第1条～第4条）

（主な規定）

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分（第5条～第16条）

（主な罰則）

- 第5条 勧誘等
- 第6条 周旋等
- 第11条 場所の提供
- 第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分（第17条～第33条）

（主な規定）

第17条 補導処分

- 1 第5条の罪を犯した満20歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁錮につきその刑の全部の執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる。
- 2 補導処分に付された者は、婦人補導院に収容し、その更生のために必要な補導を行う。

- 第18条 補導処分の期間
- 第22条 収容

第4章 保護更生（第34条～第40条）

（主な規定）

- 第34条 婦人相談所
- 第35条 婦人相談員
- 第36条 婦人保護施設
- 第38条 都道府県及び市の支弁
- 第40条 国の負担及び補助